○業務実績の評価基準について

● **本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか（5点）**

業務内容	点数
平成23年度以降に完工した床面積が8,000㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学校舎の新築又は増築（当該増築部分の床面積が8,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	1.0
平成23年度以降に完工した床面積が2,000㎡以上の体育館の新築又は増築（当該増築部分の床面積が2,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	1.0
平成23年度以降に完工した床面積が4,000㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学校舎の新築又は増築（当該増築部分の床面積が4,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	0.5
平成23年度以降に完工した床面積が1,000㎡以上の体育館の新築又は増築（当該増築部分の床面積が1,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	0.5

実績1件あたり最大１点×最大5件まで算定

● **事務所の人員体制は整っているか。**
また、業務実施体制で確保されている人員の業務実績の内容が明確に示されているか（5点）

技術者実績点（3点）

業務内容	点数
平成23年度以降に完工した床面積が8,000㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学校舎の新築又は増築（当該増築部分の床面積が8,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	1.0
平成23年度以降に完工した床面積が2,000㎡以上の体育館の新築又は増築（当該増築部分の床面積が2,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	1.0
平成23年度以降に完工した床面積が4,000㎡以上の学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学校舎の新築又は増築（当該増築部分の床面積が4,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	0.5
平成23年度以降に完工した床面積が1,000㎡以上の体育館の新築又は増築（当該増築部分の床面積が1,000㎡以上に限る）整備に係る基本又は実施設計	0.5

実績1件あたり最大１点×最大3件まで算定

所属技術者数（2点）
会社に所属する技術者の数を右の表で換算する。

順位	点数
上位3者	2.0
4～6者まで	1.0
7者以下	0.0

資格	係数
一級建築士、建築積算技術者	1.0
二級建築士、木造建築士	0.5

○府内企業の評価基準について

本店等の所在地について、以下のとおり評価する。
(1)単体企業

順位	点数
府内に本店がある	5.0
府内に支店・営業所等がある	4.0
上記以外	3.0

(2)設計共同企業体

順位	点数
すべての構成員について、府内に本店がある	5.0
一部の構成員について、府内に本店がある	4.5
すべての構成員について、府内に支店・営業所等がある	4.0
一部の構成員について、府内に支店・営業所等がある	3.5
上記以外	3.0